

2022（令和4）年度
事業報告書

公益財団法人 日本医療総合研究所

2022 年度事業報告書

公益財団法人日本医療総合研究所

2023 年 5 月 27 日

第 39 回定例理事会決定

<1> 法人の状況に関する重要な事項

1. 公益事業全般と法人運営

コロナ感染症が依然として猛威を振るっており、「第 8 波」で感染者数が膨らむ中、死者も大幅に増加している。感染症法上の位置付けを「5 類」に変えるだけで、自動的に感染者数や死者数が急減したり、多くの医療機関が急にコロナ患者を受け入れたりすることは困難であり、感染者・死者の急増を如何に食い止めるのか、そのための対策の具体化が早急に求められている。

収束の見通しが立たないなかで、昨年に引き続き、当財団の 2022 年度の活動は支障が生じたまま推移したが、感染防止対策に取り組みつつ、健全な事業の推進に努めた。

第 11 回定時評議員会（2022 年 6 月 17 日）、理事会（第 35 回・2022 年 5 月 28 日、第 36 回・6 月 17 日、第 37 回・10 月 29 日、第 38 回・2023 年 3 月 4 日）は、Web 会議（出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境を整えた方法）による開催形式で行った。コロナ禍のなかにあっても、2022 年度からの新体制のもとで、公益法人としての適切な運営、公益事業の活発化と円滑な遂行、公益法人会計基準に則った会計処理に努めた。

また、内部統制システムの確立のため、新型コロナウイルス感染対策を図りながら、消防計画に基づく自衛消防訓練を 2022 年 8 月 3 日に総合訓練（初期消火訓練を含む）、12 月 13 日に部分訓練を実施し、防火・防災管理に努めた。

2. 事業

(1) 「保健・医療・介護・福祉に関する調査研究」事業

保健・医療・介護・福祉の発展に資する知見を提供し、その調査研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この分野の専門家・実務家・有資格者からなる研究・研修委員会のメンバーを中心に、社会的に重要と考えられるテーマを設定し、調査研究に取り組んでいる。

調査結果・研究成果の内容は、季刊発行している『国民医療』に掲載し、広く普及した。

2022 年度に取り組んだ事項の具体例を挙げると、「医療動向モニタリング小委員会」を Web 会議システムで 5 回開催（2022 年 5 月 27 日、8 月 19 日、10 月 28 日、12 月 16 日、2023 年 3 月 3 日）し、

（ア）医療提供体制の再編に関する動向、（イ）介護保険制度改正と動向、（ウ）医師養成をめぐる動向、（エ）国民健康保険をめぐる動向、（オ）税・社会保障改革に関する動向、（カ）医療労働・医療労働組合をめぐる動向などをモニターした。ホームページ上に議論の内容を掲載した「ニューズレター」26 号（2022 年 6 月 1 日）をアップした。

「健康・医療・介護のデジタル戦略への対応」部会は、2021 年度に発足した研究部会である。菅・岸田政権が進める健康・医療・介護のデジタル戦略によって、どのような影響がもたらされるのか、い

かなる可能性が考えられるのか、基本的人権の観点から利便性と危険性が隣り合わせのデジタル化を捉え、デジタル戦略へ対応するための課題を明らかにする研究部会であり、2022年度は5回の研究部会が開催され、(ア) デジタル戦略を具体化するデジタル関連法案、(イ) 健康・医療・介護のデジタル戦略の具体化、(ウ) 医療機関におけるICT化の現状と課題について、(エ) 医療・介護現場におけるデジタル化の現状と問題点、(オ) 大学教員から見たデジタル化の現状と課題、(カ) デジタルトランスフォーメーション(DX)の基盤「5G」、(キ) オンライン資格確認の状況について、(ク) 電子処方箋の運用開始予定、(ケ) PHR(Personal Health Record)利活用について、(コ) デジタル臨調の動向、などについて、部会担当者からの報告と検討がなされた。

「社会保障研究と運動の連携検討」部会は、2022年度に発足した研究部会である。社会保障給付費削減を目的とした社会保障「改革」が各分野で進められているなかで、「改革」への批判はあるものの、一定の支持を得て進められているのも事実である。その原因の一つにかつては強固な連携が図られていた社会保障運動と人権論をベースとした社会保障研究の後退にある。両者は後継者不足という課題も抱えている。本部会では、社会保障運動と人権論をベースとした社会保障研究は両輪にあることを前提に連携を図り、運動と研究を発展させていくことを目的に活動を行う研究部会であり、2022年度は理論・政策活動について、中央社会保障推進協議会及び日本医療労働組合連合会へのヒアリングを実施した。

【定款上の根拠】第4条第1項第1号

【直接の対象者】特になし

(2) 「保健・医療・介護・福祉に関する医療研究全国集会」事業

保健・医療・介護・福祉についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この事業は日本医療労働組合連合会と当法人とで医療研究全国集会組織委員会を結成し、毎年、日本全国各地を開催地として、保健等に関する事項をテーマに全国から参加者を集め、講演、分科会、市民フォーラムを行っている。開催地の保健・医療・介護・福祉関係者の参画も得ながら、組織委員会で具体的な事項を決定し、実施している。

第49回医療研究全国集会は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大による影響により、当初予定していた沖縄県での開催を取り止め、開催形式を変更し、2022年6月25日(土)～26日(日)の2日間、オンライン集会で開催した。昨年に続いて完全「オンライン集会」となったことから、全体の開催時間、分科会の数や人数制限など、一定の制約を避けることができなかったが、昨年の教訓を踏まえ、1日目の全体集会は、当初予定していた沖縄開催のプログラムを踏襲し、「沖縄から伝えたい。米軍基地の話。」をテーマにした記念講演Ⅰ、基調報告、「沖縄の子どもたちの貧困問題、人権と平和」をテーマにした記念講演Ⅱを予定どおり実施することができた。2日目の分科会は、各運営委員・助言者の協力を得て、昨年より一つ多い9つの分科会を設定し、レポートのもとづく討論・交流を行った。参加者は全国44都道府県から2日間で延べ479名(全体集会278名・分科会201名)であった。

第50回医療研究全国集会は、山形県・山形市での開催に向けて9月21日に第1回組織委員会を開催し、中央・現地の準備をスタートさせた。4年ぶりとなるリアル開催(2023年6月24～25日)に向けて準備が進められている。また、「第50回医療研究全国集会 in 山形」の成功に向け、看護関係分科

会（2つ）による合同企画として、「新春看護学習会」（テーマ・コロナ禍で看護と人権を考える）が2023年1月22日にオンラインで開催された。参加者は85名であった。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(3) 「保健・医療・介護・福祉に関する講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

保健等分野の関係者向けに、保健等についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかること、また、一般市民や学生向けに知識の普及啓発をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

「研究セミナー」は、当法人協力研究員をはじめとする研究者による日頃の研究成果の発表を受け、保健・医療・介護・福祉等をめぐる現状と今後の課題を明らかにすることによって、誰もが質の良い安全・安心の保健等サービスを楽しむことができる社会への道筋を探るものである。

公益財団法人への移行後10年の節目にあたる2022年4月、「コロナ禍で見た保健・医療・介護の今後—新自由主義をこえて」（新日本出版）を出版することができた。2022年8月20日にオンラインで開催した「研究報告会2022」は、同書籍の出版記念を兼ねて開催された。3名の研究者（ア「コロナ禍が浮き彫りにした医療・介護の問題と改革の課題」（佛教大学客員教授、日本医療総合研究所理事横山壽一氏）、イ「小泉『新自由主義』」改革以降における公的医療保険制度改革をめぐって」（全国保険医団体連合会事務局主幹 松山洋氏）、ウ「新自由主義とコロナ禍で翻弄される保健」（元川崎医療福祉大学特任教授、太平洋学園高校保健室波川京子氏）による研究報告と熱心な意見交換が行われた。参加者は17名であった。その他、研究成果等については、季刊『国民医療』に掲載し広く普及した。

2022年12月17日にオンラインで開催した「医療・介護フォーラム2022」は、「全世代型社会保障改革と高齢化社会のこれから」をテーマに、日本医療総合研究所研究・研修委員、京都府立大学准教授の村田隆史がコーディネーターを務め、3名のパネリスト（ア「高齢期の生活構造と最低生活保障」（立教大学コミュニティ福祉学部准教授・畠中亨氏）、イ「医療保険制度改革の動向」（京都大学大学院経済学研究科ジュニアリサーチャー・瀬野陸見氏）、ウ「介護保険制度改革で現場はいかに変化してきたか」（日本医療労働組合連合会中央執行委員・寺田雄氏）による報告・発言と参加者らとのディスカッションが行われた。参加者は23名であった。フォーラムの内容は、季刊「国民医療」に掲載する予定になっている。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(4) 「定期刊行物の発行その他の出版活動」事業

定期刊行物『国民医療』をはじめ、当法人の研究活動の成果など、保健等サービスの向上に資する出版物を発行することにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

『国民医療』の発行は、保健等に関する調査研究の成果を知らせることにより、誰もが質の良い安全

で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

2023年3月現在、通算357号を数え、調査研究活動の報告、研究者・専門家の論文、賛助会員の寄稿、海外情報などの提供を行っている。現在の発行部数は、1,050部。

【定款上の根拠】第4条第1項第3号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(5) 「日本医療労働会館の管理運営」事業

(7) 記載の事務所スペースを貸与しているこの法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体の活動が円滑に行えるよう会館管理委員会を通じて、適切な会館管理・運営を行い、さらに、大規模震災時には、避難者の一時避難・救護場所として会館を一般に開放する事業である。

2022年度は、会館管理委員会を4回（2021年6月16日、10月19日、12月13日、2023年2月21日）開催し、適切な会館の管理・運営に努めた。12月13日に開催した会館管理委員会では、2023年度に実施予定の大規模修繕について協議した。なお、会館を一時避難・救護場所として一般に開放すべき震災は今年度はなかった。

【定款上の根拠】第4条第1項、第7号、第8号

【直接の対象者】市民一般

(6) 「保健・医療・介護・福祉に関する研究に対する助成」事業

保健等に関する学術研究の促進を図り、その研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。助成対象者は、当法人の目的にかなうと認められる研究を行う者で、当法人が設置する研究・研修委員会において、保健等分野の学術研究及び社会状況を踏まえ、必要と考えられる研究を実施するのに適した研究者を選定し、理事会で承認して資金援助を行う。非応募型の助成である。

2022年度は、個人研究助成として9名の協力研究員に研究助成を行っている。

助成成果の内容は、今後、『国民医療』に掲載する予定である。なお、2022年度に発行した『国民医療』には研究成果論文を3本掲載している。

【定款上の根拠】第4条第1項第5号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

(7) 「この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携」事業

この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携を通して、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。現在、具体的には、労働団体等への事務スペースの貸与と「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」及び「地方自治研究全国集会」支援を行っている。

まず、保健等に関する当法人と同様の目的の活動を行っている労働団体に事務スペースを貸与している。これは、調査研究、医療研究全国集会、講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会等の事業に関して、日常的に、密接に連携し、また、事務所として利用できる事務スペースを提供することに

より相手方の同様の目的の活動を支援するためである。東日本大震災に際しては、会館から当法人と入居団体による救援隊が出発した。

その他、労働団体ではないが、社会保障制度の現状・実態を広く明らかにし、社会保障制度を改善・拡充する運動と事業を推進する団体の活動を支援するため事務スペースを提供している。

現在の入居団体は、「保健や医療・福祉に携わる労働者の生活と権利を守り、国民医療の向上と社会保障の拡充を実現することを目的とする」（日本医療労働組合連合会規約第4条）わが国で唯一の医療産業別全国組織である労働団体・日本医療労働組合連合会（日本医労連）をはじめとする9団体である。

なお、入居団体の関係者は、理事にも在籍し、当法人の運営と事業を積極的に推進している。ただし、理事会全体に占める割合は3分の1を下回っている。

次に、「国民の医薬シンポジウム」支援事業は、医薬に関する専門的知識を普及し、薬の安全確保と薬害防止につながる活動を促進することをはかる事業である。当法人は、「国民の医薬シンポジウム」実行委員会（宮地理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

「第29回国民の医薬シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により中止となった。薬害根絶のための啓発として開催されている「第23回薬害根絶デー」の趣旨に賛同しカンパを行った。

また、「地方自治研究全国集会」支援事業は、憲法を住民のくらしと地方自治にいかすために、住民、労働者、自営業者、地方議員、研究者と自治体・公務公共関係労働者（労働組合）が共同して研究、交流、討論を行い、その時々的情勢の中で、住民本位の政治、地方自治を実現するために政策・運動の展望を示す全国集会事業である。当法人は、「地方自治研究全国集会」21団体共同実行委員会（共同実行委員に鎌倉専務理事、分科会助言者に長友理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

2022年10月1～2日の2日間、第16回地方自治研究全国集会在東京でハイブリッド開催された。「いのちとくらし 平和を守ろう 憲法をいかす自治体を」をテーマに全体会、分科会が行われた。参加者はのべ933人であった。第5分科会「新型コロナで考える地域医療と公衆衛生のゆくえ」の助言者及び運営委員を担った。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号、第4号、第6号

【直接の対象者】事務スペースの貸与については、この法人の目的と同様の目的の事業を行う労働団体等「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」及び「地方自治研究全国集会」については、市民一般が参加できる。

3. 財源等

当法人は、土地374.76平方メートル（東京都台東区入谷一丁目230番地3,230番地1,230番地8）、建物「日本医療労働会館」（鉄骨造陸屋根8階建）延床面積1981.87平方メートルを所有し、定款に定める事業を行っているが、建設に当たって国や地方団体からの助成は受けていない。

事業活動の財源は、賛助会員からの賛助会費、寄附金、出版物の販売収入、講座等の参加料収入、助成金、自動販売機売上上の歩合などの収益事業収入によるものである。

4. 業務委託

会館の保守管理業務、エレベーターの保守・管理、清掃等は専門業者に業務委託している。『国民医療』の印刷は、印刷専門業者に業務委託している。

5. 財政状況（会館の保全及び修繕の見込みを含む。）

直前3事業年度の財産及び損益の状況

（単位：円）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (当事業年度)
経常収益	60,376,317	59,525,918	60,706,527	50,948,094
評価損益等調整前 当期経常増減額	4,638,729	△406,985	3,715,518	△4,787,497
当期経常増減額	4,638,729	△406,985	3,715,518	△4,787,497
正味財産期末残高	955,964,735	960,467,750	967,891,518	979,654,021

6. 重要な契約に関する事項

2022年度は、報告すべき重要な契約はなかった。

7. 賛助会員の状況

賛助会員数の3年間の変化を見ると、年々減少し、財政的にも厳しくなっている。

（3月31日現在）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人会員	101	95	90
団体会員	175	174	173

事業活動の維持・発展のための財源確保（寄附金及び賛助会費）が引き続きの課題となっている。賛助会員（団体、個人）拡大のための宣伝ツールの作成、各種集会・イベントでの宣伝をはじめ、賛助会員増加に向けたさらなる取り組みや工夫が求められている。

8. 事務局運営の状況

公益法人として自己規律の発揮と適正な事業実施が求められているなか、財団事業の健全な発展をめざし、内部統制システムの確立のために、諸規則・規程の制定・改正を図りながら必要となる書類等の整備や管理体制の強化を進めた。また、昨年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染防止対策を図るとともに、テレワーク及び時差出勤やZOOM会議システムによる定例事務局会議を実施するなどして適正な業務分担となるよう心がけ、公益法人にふさわしい事務局運営に努めた。

9. 令和4年（2022）年度の事業と担当理事、事務局の分掌

理事長	佐々木悦子	副理事長	長友 薫輝	専務理事	鎌倉 幸孝
理事	横山 壽一	理事	志村 新	理事	宮地 典子
監事	大木進次郎	監事	青山 光		

(1) 事業担当

(ア) 調査研究事業

◎長友副理事長、横山理事、

(イ) 医療研究全国集会事業

◎鎌倉専務理事、長友副理事長、宮地理事

(ウ) 「講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

◎長友副理事長、横山理事、鎌倉専務理事

(エ) 出版活動事業

◎横山理事、長友副理事長

(オ) 日本医療労働会館の管理運営事業

◎鎌倉専務理事、志村理事

(カ) 研究に対する助成事業

◎長友副理事長、横山理事

(キ) 関係団体に対する支援及び連携事業

◎鎌倉専務理事、佐々木理事長

(2) 事務局

(ア) 事務局長（常勤） 鎌倉幸孝

業務処理統括、会計管理統括、医療研究全国集会、研究報告会、医療・介護フォーラム

(イ) 部長（常勤） 中村純一

総務担当（責任者）、『国民医療』編集、研究報告会、医療・介護フォーラム、評議員選定委員

(ウ) 財務（常勤） 津吹 務

出納担当（責任者）、会計業務一般、『国民医療』編集、医療研究全国集会

(エ) 庶務（常勤） 木村圭人

会館管理業務、資料室管理、ホームページ管理、医療研究全国集会、会計業務一般

<2> 内部統制システムの整備に関する決定・決議の状況

1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当法人は、一般社団・財団法人法施行規則を参照し、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「内部統制システム整備に関する基本方針」

1. 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般法人法 90 条 4 項 5 号、同法施行規則 14 条 4 号）

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。

- (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
 - (4) 監事は、監事監査規則に基づき、理事会への出席、業務執行調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般法人法施行規則 14 条 1 号）
 - (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - (2) 理事長及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務執行状況を理事会に報告する。
 - (3) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
 - (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般法人法施行規則 14 条 2 号）
 - (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 3 号）
 - (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例理事会を原則年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
 - (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
 - (3) 理事は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。
 5. 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号、7 号）
 - (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、当法人は当法人の使用人（職員）から、監事補助者を任命するものとする。
 - (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
 - (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒等については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事からの独立性を確保する。
 - (4) 監事補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
 6. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 10 号）
 - (1) 監事の職務の執行について生ずる費用について、前払又は償還を求められた際には、必要な見積書又は証憑の提示を求め、会計処理規程に別に定める手続にしたがって処理することとする。その他の監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理についても、これに準じることとする。
 7. 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、当該報告をした

者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 8 号、9 号、11 号）

- (1) 理事及び使用人は、随時、その職務の執行状況について監事に報告する。監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
- (3) 監事に報告した者の人事評価・異動・懲戒等（以下「懲戒等」という。）については監事の事前同意を得た上で、機関決定することとし、また、監事から、当該報告者の懲戒等についてその事後に異議が申し述べられたときは、懲戒等を撤回又は訂正することとして、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (4) 監事は、必要に応じて、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。
- (5) 監査を実効的に行うために、理事長、業務執行理事それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。

.....

2. 当期における主な取り組み

(1) 個人情報保護法学習会の開催

個人情報保護法の平成 27 年改正、令和 2 年改正、令和 3 年改正の概要及びポイントについて、コンサルタントの星さとる氏を講師に招き、2022 年 10 月 29 日に学習会を開催した。入居団体へも参加を呼びかけ、8 名が参加した。

(2) 会計監査

公益財団法人としての健全な管理・運営を遂行するため、監査計画を立て、2023 年 5 月 12 日に会計監査を実施した。

(3) 規程類の整備の推進

既存の規則・規程類について所要の見直しを行った。2022 年度は、日本医療労働会館管理規程を改正した。

事業報告の附属明細書

重要な事項は、事業報告に記載した。